

議案第三号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時間から三十二時間」を「十五時間三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第四条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第六条第二項中「に前項」を「に同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する場合において、第一項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち既に四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振っているときは、当該勤務日の勤務時間のうち三時間四十

五分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分の勤務時間を当該勤務すること命ずる必要がある日（既に勤務時間を割り振られている日を除く。）に割り振ることができる。

第七条第一項中「一時間、」を「少なくとも一時間、」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成四年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「、勤務時間条例第三条第二項若しくは第四条第二項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員（次号において「勤務時間条例等適用職員」という。）にあつては」及び「、学校教育職員勤務時間条例第四条第二項又は第五条第二項の規定の適用を受ける職員（次号において「学校教育職員勤務時間条例適用職員」という。）にあつては二十時間、二十四時間又は二十五時間」を削り、同条第二号中「、勤務時間条例等適用職員にあつては」及び「、学校教育職員勤務時間条例適用職員にあつては二十時間、二十四時間又は二十五時間」を削る。

（提案理由）

学校教育職員の正規の勤務時間を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について三十八時間四十五分とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める期間につき</p>	<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める期間につき</p>

一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振る

一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振る

ものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

(週休日の変更等)

第六条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員に同項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

3 前項に規定する場合において、第一項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち既に四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振っている

ものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき八時間 を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

(週休日の変更等)

第六条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員に前項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

ときは、当該勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日（既に勤務時間を割り振られている日を除く。）に割り振ることができる。

（休憩時間）

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は少なくとも四十五分、八時間を超える場合は少なくとも一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 及び 3 略

附則第二項による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定

（休憩時間）

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は少なくとも四十五分、八時間を超える場合は一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 及び 3 略

旧 条 例

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定

める勤務の形態)

第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)

第三条第二項若しくは第四条第二項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)

第四条第二項若しくは第五条第二項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。)

第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)

とする。

める勤務の形態)

第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年杉並区条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)

第三条第二項若しくは第四条第二項、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)

第四条第二項若しくは第五条第二項又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年杉並区条例第十七号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。)

第四条第二項若しくは第五条第二項の規定の適用を受ける職員についての次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)

とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週
休日（勤務時間条例第四条第一項、学校
教育職員勤務時間条例第五条第一項又は
幼稚園教育職員勤務時間条例第五条第一
項に規定する週休日をいう。以下同
じ。）とし、当該期間につき一週間当た
りの勤務時間が

十九時間二
十五分、十九時間三十五分、二十三時間
十五分又は二十四時間三十五分

とな

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週
休日（勤務時間条例第四条第一項、学校
教育職員勤務時間条例第五条第一項又は
幼稚園教育職員勤務時間条例第五条第一
項に規定する週休日をいう。以下同
じ。）とし、当該期間につき一週間当た
りの勤務時間が、勤務時間条例第三条第

二項若しくは第四条第二項又は幼稚園教
育職員勤務時間条例第四条第二項若しく
は第五条第二項の規定の適用を受ける職
員（次号において「勤務時間条例等適用
職員」という。）にあつては十九時間二
十五分、十九時間三十五分、二十三時間
十五分又は二十四時間三十五分、学校教
育職員勤務時間条例第四条第二項又は第
五条第二項の規定の適用を受ける職員
（次号において「学校教育職員勤務時間
条例適用職員」という。）にあつては二
十時間、二十四時間又は二十五時間とな

るよう^に勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間

が

十九時間二十五分、十九時間三十五分、

二十三時間十五分又は二十四時間三十五

分

となるよう^に勤務すること。

るよう^に勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間

が、勤務時間条例等適用職員にあつては

十九時間二十五分、十九時間三十五分、

二十三時間十五分又は二十四時間三十五

分、学校教育職員勤務時間条例適用職員

にあつては二十時間、二十四時間又は二

十五時間となるよう^に勤務すること。